

★ お知らせ

○ 権利異動等の届出について

相続や売買などにより、所有権を移転された方は、所定の「所有権移転届出書」と「全部事項証明書」を、ご提出頂きますようお願いいたします。

○ 転居等によりご住所を変更された方へ

転居等によりご住所を変更された方は、「住所等変更届出書」と新しい住所を記載したもの（住民票の写しなど）を、ご提出いただきますようお願いいたします。



(組合事務所)

〒470-0122 日進市蟹甲町池下 213-1

あいち尾東農業協同組合 中部資産管理センター内

担当：天野・鈴木

TEL0561-75-0720 FAX 0561-74-1662

*都合により担当が不在になることがありますので、ご来所の際には、事前にお電話いただきますようお願いいたします。

日進折戸鎌ヶ寿土地区画整理組合

組合だより

第 4 号 令和7年6月発行

発行者 日進折戸鎌ヶ寿土地区画整理組合

ごあいさつ

理事長 村瀬正光

向暑の候、組合員の皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、日進折戸鎌ヶ寿土地区画整理事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本組合は、保留地の処分、地区内の境界杭の設置も完了し、皆様の仮換地の使用収益を令和7年6月30日から開始することとなりました。また、令和7年度においては、換地処分に向けての手続きを進めてまいります。

今後も、土地区画整理事業が早期に完了できるよう努めてまいりますので、組合員の皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

★ 仮換地の使用収益開始について

令和7年6月30日より、皆様の仮換地の使用収益を開始いたします。使用収益開始以降、仮換地上に建築を行ったり、作付けなど、仮換地の使用ができるようになります。なお、使用収益の開始に伴い、組合員の皆様へのお願いや、今後の事業予定を、内面に記載しますので、ご協力を賜りますようお願いいたします。

